

就学援助制度の電子申込受付を開始

教育委員会では、お子さまが小学校、中学校または義務教育学校へ就学するために必要な学用品費などの援助を行っています。この制度の利用を希望される方は、このプリントをよくお読みのうえ、お申し込みください。

**この制度は毎年度の申込みが必要です！
昨年度支給を受けた方も必ず申し込みください。**

1 申込受付

- 受付期間：令和5年(2023年)5月25日(木)～令和6年(2024年)2月29日(木)
- 申込方法：電子申込による

※来庁不要で24時間申込み可能 ※来庁でも電子申込による手続きが必要

2 支給対象者

- 下記すべてに該当する世帯
 - お子さまを小学校、中学校または義務教育学校に通学させている保護者(特別支援学校を除く)
 - 令和4年中(1月～12月)の合計所得が認定基準額以下
 - 生活保護法による教育扶助を受けていない
 - お子さまが児童養護施設に入所していない

市ホームページ



3 申込みに必要なもの

- 必要なもの【下記の画像データ(写真/PDF)を添付】
 - ① 保護者名義の振込先がわかるもの(預金通帳など)
 - ② その他、下記にあてはまる場合は、別途書類が必要です。

対象者	添付書類
令和5年1月1日時点で、 他市 にお住まいだった場合	下記のいずれか ・市区町村発行の令和5年度(2023年度)課税証明書 ・令和5年度(2023年度)住民税の課税明細書 ・令和5年度(2023年度)住民税特別徴収税額の通知書
令和4年1月以降に主たる生計者が失業し、申込時点でも 失業中 の場合	下記のいずれか ・雇用保険受給資格者証 ・離職票 ・廃業届
ひとり親世帯 の場合	【令和4年分所得の年末調整等で、ひとり親控除または寡婦控除を受けていない場合】 下記のいずれか ・児童扶養手当証書 ・ひとり親家庭医療 医療証 ・戸籍謄本 ・離婚調停中であること(離婚調停が終了したことを確認できる調書
同一世帯に 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方がいる場合	手帳
令和4年1月以降に 生活保護の適用が廃止 となった場合	保護決定通知書
令和4年1月以降に火災等の災害で家屋が 全半壊・全半焼・流出・床上浸水 のいずれかの被害にあわれた場合	り災証明書

～設問におけるデータ添付の手順～

※画像は令和5年4月時点のものであり、変更が生じている可能性があります。

① データの添付が必要な設問で「添付ファイル」を選択

振込先口座(保護者名義) 添付データ 添付ファイル **必須**

② データ添付画面へ切り替わり後、下までスクロール

添付ファイル選択

申込に必要な添付ファイルを選択してください。
・ファイルを選択後、【添付する】をクリックすると添付されます。
・添付ファイルが複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。
・全てのファイルを添付し終えたら、【入力へ戻る】をクリックしてください。

手続き名	チラシ作成用
項目名	振込先口座(保護者名義) 添付データ
添付できるファイル数	20



※③の図が表示されるまで画面を下にスクロール

③ 「ファイルの選択」を押し、添付したい画像データを選択

ファイルを選択してください

ファイルの選択 添付する

※ファイル選択前(③)では“ファイルが選択されていません”とあったものがファイル選択後(④)ではファイル名が表示されます。

④ 「ファイルの選択」の右側に画像データのファイル名が表示されていることを確認して「添付する」を選択

ファイルを選択してください

ファイルの選択 添付する

画像データ.png

⑤ 「添付する」の下部に「添付結果」の欄および添付した画像データのファイル名が表示されていることを確認して「入力へ戻る」を選択

ファイルを選択してください

ファイルの選択 添付する

添付結果

画像データ.png 削除

入力へ戻る

⑥ 設問回答画面の最上部が表示されるため、回答していた設問まで画面を下にスクロールし、残りの設問に回答

豊中市教育委員会事務局 学務保健課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話：06-6858-2553

4 所得等の審査

◎ 令和4年(2022年)中の世帯の所得による審査があります。

- 対象のお子さまと同一世帯に住民登録(住民票に記載)がある世帯員全員*の所得が市で定める基準額以下の場合に認定。
※対象のお子さまの父母は、単身赴任などで住所が別でも同一世帯とみなし、審査対象の所得に含む。

世帯人数	基準額
2人	2,434,400円

※以降、世帯人数が1人ずつ増えるごとに30万円ずつ加算

- 世帯または同一世帯員が次に該当する場合は、それぞれ上記基準額に加算した額により判定
 - ひとり親世帯:30万円
 - 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保有者:保有人数1人につき45万円

5 審査結果の通知と支給について

- 審査結果は郵送にて通知
- 認定者は令和6年3月末まで口座を解約しないこと。振込先口座の名義等を変更する場合は学務保健課まで連絡ください
- 支給内容は「学用品費」「新入学児童生徒学用品費」「修学旅行費」「林間・臨海学舎」「学校給食費」「医療費」などについて所定の金額

審査結果の通知と支給時期

申込期間	審査結果の通知時期	支給の対象学期	支給時期【1回目】	支給時期【2回目】
5/25～6/9	7月末	1～3学期	8月末	2月末
6/10～7/21	8月末	1～3学期	10月末	2月末
7/22～8/24	9月末	1～3学期	10月末	2月末
8/25～9/22	10月末	2～3学期	2月末	
9/23～10/20	11月末	2～3学期	2月末	
10/21～11/30	12月末	2～3学期	2月末	
12/1～12/31	1月末	2～3学期	2月末	
1/1～1/31	2月末	3学期	3月末	
2/1～2/29	3月末	3学期	4月末	

令和5年度(2023年度)支給金額

	学用品費等	新入学児童生徒学用品費	学校給食費	合計
小・義1	13,230	※1 63,100	実食分	76,330+実食分給食費
小・義2	15,500		実食分	15,500+実食分給食費
小・義3	15,500		実食分	15,500+実食分給食費
小・義4	15,500		実食分	15,500+実食分給食費
小・義5	15,500		実食分	15,500+実食分給食費
小・義6	15,500	※2 79,500	実食分	95,000+実食分給食費
中1・義7	25,040	※1 79,500	実食分	104,540+実食分給食費
中2・義8	27,310		実食分	27,310+実食分給食費
中3・義9	27,310		実食分	27,310+実食分給食費

小:小学校 中:中学校 義:義務教育学校

※1 入学前に受給していない場合に支給

※2 令和6年4月入学の中学校新1年生および義務教育学校新7年生には入学前に新入学児童生徒学用品費を支給

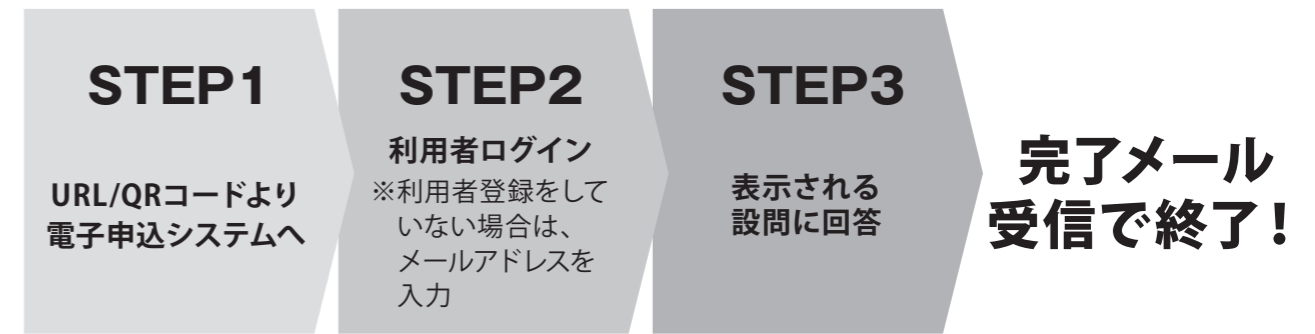
・修学旅行費は、小学生および義務教育学校1～6年生には24,000円、中学生および義務教育学校7～9年生には60,000円を上限に、参加者に対し実費額を支給

・林間・臨海学舎費は、小学生および義務教育学校1～6年生には3,690円、中学生および義務教育学校7～9年生には6,210円を上限に、参加者に対し実費額を支給

・医療費は学校保健安全法第24条に基づき、治療に要する費用を支給

いかなる理由でも期日を過ぎた申込みは受け付けることができません!

◎ 申込方法



- 「toyonaka-city@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能なように設定すること
- 画像データを事前に準備すること(カメラ機能で撮影等)
- 画像データの添付方法がわからない場合はP4を確認

【電子申込システム】就学援助

https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4844



◎ 電子申込システム操作に関するお問い合わせ先

- 固定電話 TEL :0120-464-119
- 携帯電話 TEL :0570-041-001

◎ 注意 アンドロイド端末を使用する方へ

- 画像データを添付できない可能性あり! 以下のとおりご対応ください
 - 画像データを事前に準備すること(カメラ機能で撮影等)
 - 「chrome」ブラウザより市ホームページ「就学援助」ページにアクセスし、ページ内の電子申込システムリンクから手続き

6 令和5年度の注意点 ※重要

◎ 申込みは電子申込システムより!!

◎ 所得等の申告

- 審査の際に市民税課で所得等を調査するため、必ず令和4年分(2022年分)の所得の申告を済ませること
- 所得申告の際は以下の点に注意
 - 子どもや配偶者など扶養親族がいる…扶養親族の記入
 - ひとり親世帯…申告書の該当欄に✓
 - 給与収入が55万円以下…給与所得金額は0円となるが、申告は必要
 - 16歳以上(扶養に入っている場合を除く)…無収入や学生でも申告は必要

◎ お申込みは1学期中に!!

- 2学期中に申し込んだ場合
 - 新入学児童生徒学用品費(入学前支給を除く)は支給対象外
 - 修学旅行費、林間・臨海学舎費は各行事が4～8月に実施された場合、支給対象外
- 3学期中に申し込んだ場合
 - 新入学児童生徒学用品費(入学前支給を除く)は支給対象外
 - 修学旅行費、林間・臨海学舎費は各行事が4～12月に実施された場合、支給対象外